

田原市行政改革推進委員会の会議運営等

○ 第5次行政改革大綱の策定体制	1
○ 策定スケジュール	2
○ 田原市行政改革推進委員会の検討内容	3
○ 田原市行政改革推進委員会設置条例	4
○ 田原市行政改革推進委員会会議運営規程	5
○ 田原市行政改革推進委員会研究会設置要綱	7

田原市行政改革推進委員会の概要

- ◇ 本委員会は、条例に定められた田原市の諮問機関です。
- ◇ 田原市における行政改革の推進に関して調査・審議を行います。
- ◇ 本年度、第5次田原市行政改革大綱の素案作成について諮問を受けます。
- ◇ 行政改革大綱は、効率的で持続可能な行財政運営を図るため、市役所内部の改革や市民サービスの再構築などの取組や目標を定めたものです。
- ◇ 市役所内部の各部署や検討組織でまとめた資料をたたき台として、本委員会での意見を反映させ、大綱の素案を作成し、市長へ答申を行います。
- ◇ 委員会は原則として公開（一般・報道機関）で開催し、会議資料および会議録を市ホームページへ掲載します。
- ◇ 委員会の研究組織として田原市行政改革推進委員会研究会（非公開）を設置し、具体的な意見交換や検討を行っていく予定です。

第5次行政改革大綱の策定体制

【諮問機関】

- ・田原市行政改革推進委員会で、「第5次行政改革大綱」を審議しますが、内容の検討については、田原市行政改革推進委員会の下部組織(研究会)を設置し、策定作業を進めます。

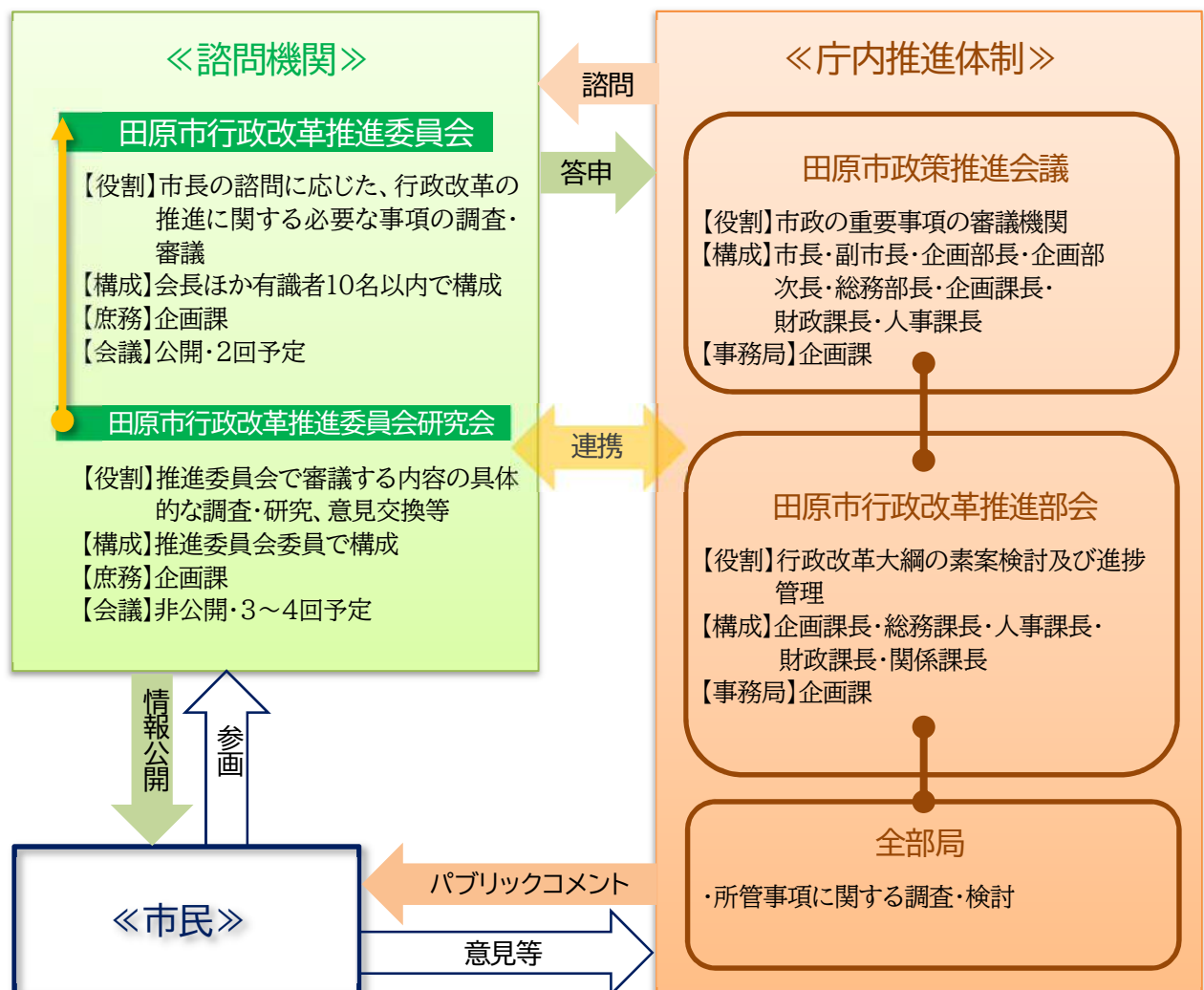
【庁内推進体制】

- ・政策推進会議を活用するとともに、下部組織として、田原市行政改革推進部会を設置します。

【情報公開・市民参画】

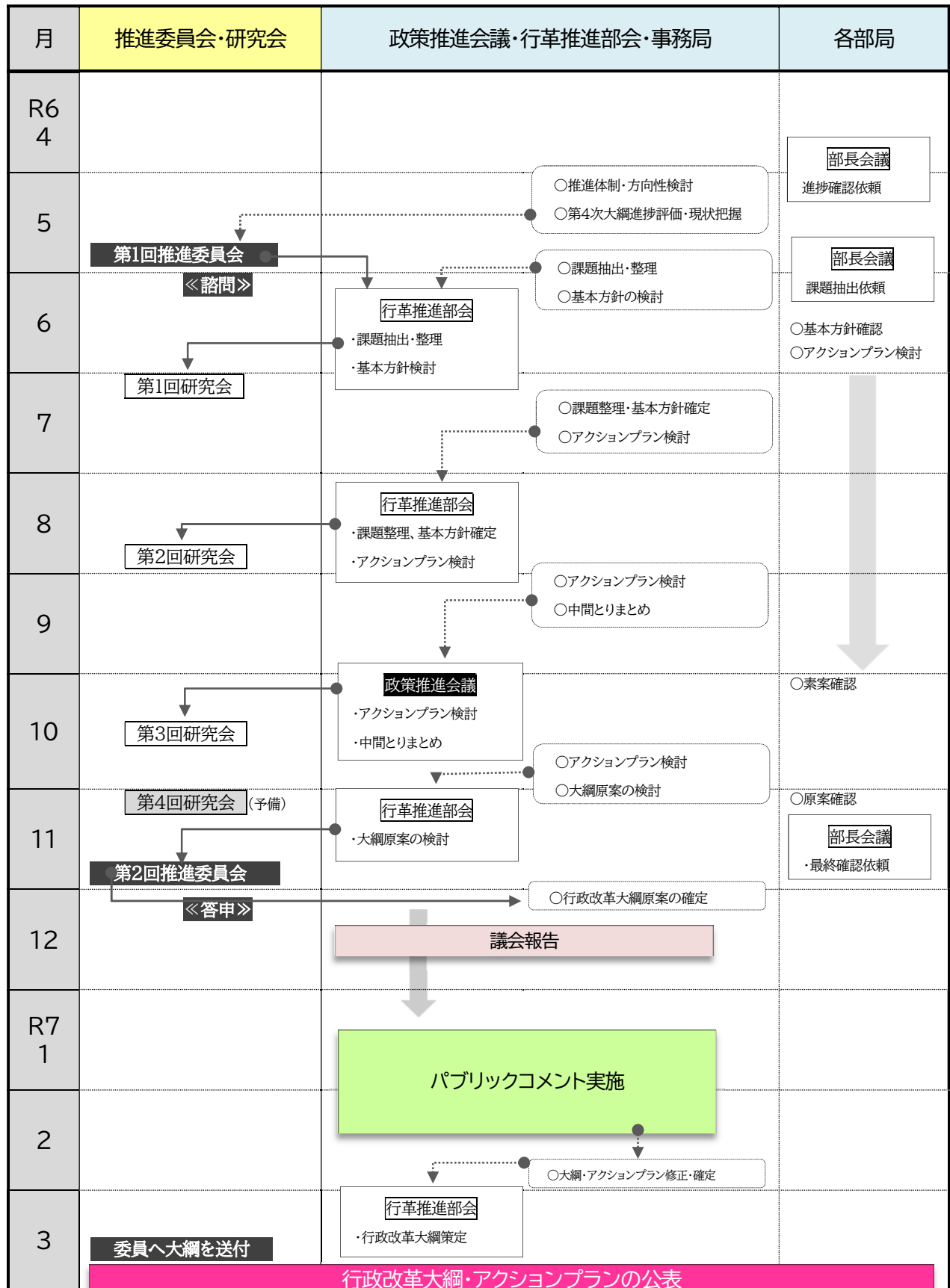
- ・田原市行政改革推進委員会を公開で開催します。
- ・大綱原案を、パブリックコメントに付します。

策定体制の相關図



策定スケジュール

・以下を基本としますが、検討の進捗状況や必要に応じて、各会議の開催回数及び開催時期を調整して策定作業を進めます。



田原市行政改革推進委員会の検討内容

※開催時期は、検討状況・作業状況に応じて前後します。

【行政改革推進委員会】 2回

【行政改革推進委員会研究会】 3～4回予定

開催予定	会議名	内容(予定)
5月21日	◆第1回行政改革推進委員会	○委員の任命 ○市長からの諮問 ○第4次行革大綱の進捗状況 ○現況の把握 ○意見交換
7月	◇第1回研究会	○基本方針の検討 ○課題抽出・整理 ○意見交換
8～9月	◇第2回研究会	○アクションプランの検討 ○意見交換
10～11月	◇第3回研究会	○アクションプランの検討 ○中間とりまとめ・答申案の検討 ○意見交換
(予備)	◇第4回研究会	○答申案の検討 ○意見交換
11～12月	◆第2回行政改革推進委員会	○市長への答申

【答申後の経過】

1月中旬 ～ 2月中旬	パブリックコメント実施
3月	行政改革大綱公表

田原市行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、田原市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、田原市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第54号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

田原市行政改革推進委員会会議運営規程

田原市行政改革推進委員会会議運営規程（平成15年田原市訓令第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、田原市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年田原町条例第12号）第7条の規定に基づき、田原市行政改革推進委員会（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の互選）

第2条 会長の互選は、単記無記名の投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじによって当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議のないときは、会長の互選につき指名推薦の方法を用いることができる。

（会長及び委員の退職）

第3条 会長が退職しようとするときは、会議の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨を市長に申し出なければならない。

（欠席の申出）

第4条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（会議の開催）

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、議長及び出席委員の全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第6条 議長は、必要があると認めるときは、市長その他関係のある市の職員等に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議録）

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 委員の出席及び欠席の状況
- (3) 議事事項
- (4) 議事の経過の要旨
- (5) その他議長が必要と認めた事項

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

(会議の庶務)

第9条 会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

田原市行政改革推進委員会研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市行政改革推進委員会会議運営規程第10条に基づき、田原市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会議をより効果的かつ効率的に運営するため、田原市行政改革推進委員会研究会（以下「研究会」という。）の設置及び研究会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 研究会は、委員会の研究組織として、田原市の行政改革の推進について必要な調査研究を行う。

(組織)

第3条 研究会は、委員会委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 研究会に会長を置き、委員会会長がこの職を兼ねる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ研究会に職務代理者を置き、委員会職務代理者がこの職を兼ねる。

(運営)

第5条 研究会は、必要に応じ開催するものとし、会長が招集する。

2 研究会は、原則として非公開とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し研究会に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告及び連絡調整)

第6条 研究会は、必要に応じて検討状況等を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、企画部企画課にて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議運営等に必要な事項は会長が研究会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。